



埼玉労働局発表  
令和元年 11 月 11 日

〔照会先〕

<雇用保険関係>

埼玉労働局職業安定部職業安定課

課長 洪沢 修一

課長補佐 清水 隆一

電話番号 048 (600) 6208

<雇用調整助成金関係>

埼玉労働局職業安定部職業対策課

課長 宮内 直利

課長補佐 吉澤 久雄

電話番号 048 (600) 6209

報道関係者 各位

## 台風第 19 号の災害に伴う雇用保険の基本手当の特例措置 及び雇用調整助成金の特例措置を実施しています

今般の台風 19 号に関し、以下のとおり特例措置を実施しています。

### 1 雇用保険の基本手当の特例措置について

激甚災害発生日（10 月 11 日）時点で、①災害救助法の指定地域に居住していた方、②災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書により被災を証明できる方は、給付制限（3 か月→1 か月）が短縮される特例措置があります。

そのほか、

・災害の影響により、指定された認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

・災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

・災害の時点で被災地域内の事業所に勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

## 2 雇用調整助成金の特例措置について

台風 19 号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業主は特例措置を利用することができます。

### 【参考資料】

・ 給付制限の対象の方は、令和元年台風第 19 号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

・ 令和元年台風第 19 号に伴う雇用保険の基本手当の特例措置について

・ 令和元年台風第 19 号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ

## 【激甚災害指定に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和元年台風第19号の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

激甚災害発生日時点で、以下に該当する方(※1)は、給付制限期間が短縮(3か月⇒1か月)される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

- ① 災害救助法の指定地域に居住していた(※2)方
- ② 災害救助法以外の激甚災害法の指定地域に居住している方であって、かつ、地方公共団体が発行する被災に関する証明書(罹災証明書、被災証明書等)により被災を証明できる方

※1 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となり、令和2年10月10日までに離職した方に限ります。

※2 地域ごとに災害救助法の適用となった日となります。

### ① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日(待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

### ② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

#### ※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

## 埼玉労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木 3-2-7	048-251-2901
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央 2-5	0495-22-2448
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1階	049-242-0197
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎 1階・2階	04-2992-8609
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大增新田 61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野 943	048-556-3151
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609

# 令和元年台風第19号に伴う 雇用保険の基本手当の特例措置について

## 1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

## 2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続を行うことができます。

※ 受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続を行うことができます。

## 3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けない方については、実際に離職していなくとも、基本手当を受給できます。

② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

○ 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm(マイナンバーカードを提示される場合は不要です。))が必要です（ただし、受給手続に必要なこれらの確認書類がない場合でも手続を行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください）。

### ※制度利用に当たっての留意事項

本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し又は一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

また、災害救助法の指定地域に居住していた方又は災害救助法の指定地域以外の激甚災害法の指定地域にお住まいの方で、地方公共団体が発行する被災に関する証明書（罹災証明書、被災証明書等）により被災を証明できる方は、自己の都合で退職した場合でも、給付制限の短縮（3か月→1か月）により、給付開始時期が早まります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

## 埼玉労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木 3-2-7	048-251-2901
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央 2-5-1	0495-22-2448
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎	049-242-0197
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎	04-2992-8609
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野 943	048-556-3151
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609

令和元年台風第19号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ  
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含まれます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
  - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
  - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※  
※ 制度利用に当たっての留意事項  
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第19号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする  
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和2年1月20日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第19号発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

## 埼玉労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
① に関すること ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木 3-2-7	048-251-2901
② に関すること ハローワーク川口駅前 庁舎	〒332-0015 川口市川口 3-2-2 リプレ川口一番館 2号棟	048-229-8609
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央 2-5-1	0495-22-2448
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎	049-242-0197
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎	04-2992-8609
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野 943	048-556-3151
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609